

# 千葉県報

号外  
令和6年3月29日

号外第28号

## 主要目次

○ 千葉県財務規則の一部を改正する規則

規

則

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第四十三号

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十三条の三」を「第七十三条の六」に改める。

第三条第三号中「私人に支出の」を「法第二百四十三条の二第一項の規定により支出に關する」に改める。

第五十三条第三項第六号中「高等技術専門学校」を「テクノスクール」に改める。

第五十七条の二第二項中「指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる歳入等の種類及び指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間」を「次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法第二百三十一条の二の三第二項 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

二 法第二百三十一条の二の三第四項又は第二百三十一条の二の七第二項 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる歳入等の種類及び指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

第五十七条の二第三項中「前項の規定による告示をした事項」を「指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間」に、「当該変更に係る事項」を「その旨」に改める。

第五十八条及び第五十八条の二を次のように改める。

（歳入の徴収の委託）

第五十八条 令第二百四十三条の二第一項に規定する指定公金事務取扱者が徴収することに

より収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると知事が認める歳入は、同項各号に掲げる歳入とする。

2 歳入徴収者は、法第二百四十三条の二第一項の規定により歳入の徴収に関する事務の委託をする場合は、事務の内容を明らかにして、委託契約を締結しなければならない。

3 歳入の徴収に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、毎月の歳入金について、令第二百四十三条の二第二項に規定する計算書を作成し、歳入徴収者が定める期日までに提出しなければならない。

4 歳入の徴収に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者の収入事務については、第三十八条、第四十条、第四十一条及び第五十三条から第五十五条までの規定を準用する。ただし、別に定める納入方法により指定公金事務取扱者が納入を受ける場合における収入事務は、歳入徴収者が定めるところによるものとする。

5 歳入の徴収に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、第二百二十八条第四号に規定する現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならない。

（歳入の収納の委託）

第五十八条の二 法第二百四十三条の二の五第一項に規定する知事が定める歳入等（歳入歳出外現金を除く。）は、地方自治法施行規則第十二条の二の二十各号に定めるもの以外の歳入とする。

2 歳入徴収者は、法第二百四十三条の二第一項の規定により歳入の収納に関する事務の委託をする場合は、事務の内容を明らかにして、委託契約を締結しなければならない。

3 歳入の収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、毎月の歳入金について、令第二百四十三条の二第二項に規定する計算書を作成し、歳入徴収者が定める期日までに提出しなければならない。

4 歳入の収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者の収入事務については、第五十三条から第五十五条までの規定を準用する。ただし、別に定める納入方法により指定公金事務取扱者が納入を受ける場合における収入事務は、歳入徴収者が定めるところによるものとする。

5 法第二百四十三条の二の五第二項に規定する知事が定める方法は、納付書その他の歳入の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により収納する方法とする。

6 歳入の収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、第二百二十八条第四号に規定する現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならない。

第五十九条を次のように改める。

（歳入の徴収又は収納に関する事務の委託に係る事前審査及び協議）

第五十九条 歳入徴収者は、法第二百四十三条の二第一項の規定により歳入の徴収又は収納に関する事務を委託する場合において、一般競争入札又は指名競争入札の方法により

令和6年3月29日（金曜日）

千葉県報

当該事務に係る委託契約を締結しようとするときは、一般競争入札の場合にあつては第百八条第一項の公告を行う前に、指名競争入札の場合にあつては第百十三条第二項の通知を行う前に、当該委託契約の内容等について会計管理者の審査を受けなければならない。

2 知事は、法第二百四十三条の二第一項の規定により歳入の徴収又は収納に関する事務の委託を受けることができることとなる者の指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

第五十九条の二を削る。

第六十八条第二項中「その他の銀行」を「郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行(以下「郵便貯金銀行」という。)」に改め、「郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する」及び「(以下「郵便貯金銀行」という。)」を削る。

第七十四条に次の一号を加える。

三十 犯罪被害者の支援のための消耗品の購入に要する経費

第八十六条第一項中「令第六十五条の三第一項」を「法第二百四十三条の二第一項」に、「私人に支出の」を「支出に関する」に改め、同条第二項中「支出の事務の委託を受けた者(以下本条において「支出事務受託者」という。)」を「支出に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者」に改め、同条第三項中「支出事務受託者」を「支出に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者」に改め、同条第四項中「支出の」を「支出に関する」に改め、同項の表中「の事務の受託者」を「に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者」に改める。

第九十条第一項中「指定金融機関以外の銀行」を「郵便貯金銀行」に改める。

第二百四十四条の次に次の一条を加える。

(歳入歳出外現金の収納の委託)

第二百四十四条の二 法第二百四十三条の二の五第一項に規定する知事が定める歳入等(歳入歳出外現金に限る。)は、地方自治法施行規則第十二条の二の二十各号に定めるもの以外の歳入歳出外現金とする。

2 第五十八条の二第二項から第六項まで及び第五十九条の規定は、歳入歳出外現金の収納に関する事務の委託及び当該委託を受けることができることとなる者の指定について準用する。この場合において、これらの規定中「歳入徴収者」とあるのは「歳入歳出外現金等出納通知者」と、第五十八条の二第四項中「第五十三条から第五十五条まで」とあるのは「第二百四十二条の二から第二百四十四条まで」と読み替える。

第六十一条第三項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)」に改める。

第六十三条第二項中「、支払場所が指定金融機関以外の銀行(郵便貯金銀行を除く。)

である場合は出納取扱店振出しの小切手を」を削り、「場合は、」に改める。

第七十条第三項及び第七十五条第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第七十八条中「又は歳入の徴収の事務の委託を受けた者」を削る。

第二百二十四条第二項第一号中「徴収若しくは収納事務又は支出事務の受託者が行う当該委託事務」を「指定公金事務取扱者が委託を受けて行う事務」に改める。

第二百二十六条の見出し中「及び時期」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第二百三十四条中「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段」に改める。

第二百三十五条第三項中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

別表第一出納局の項中「市原高等技術専門校」を「市原テクノスクール」に、「障害者高等技術専門校」を「障害者テクノスクール」に改め、同表葛南地域振興事務所の項中「船橋高等技術専門校」を「船橋テクノスクール」に改め、同表東葛飾地域振興事務所の項中「我孫子高等技術専門校」を「我孫子テクノスクール」に改め、同表海匝地域振興事務所の項中「旭高等技術専門校」を「旭テクノスクール」に改め、同表山武地域振興事務所の項中「東金高等技術専門校」を「東金テクノスクール」に改める。

別表第四出納局の項中

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| 財務課<br>児童生徒安全  | 高等学校定時制課程及び通信課程修学奨励資金貸付金、奨学資金貸付金並びに公立学校教員修学資金貸付金の収納事務 |  |  |
| 財務課<br>高等学校定時制課程及び通信課程修学奨励資金貸付金、奨学資金貸付金並びに公立学校教員修学資金貸付金の収納事務 |   |  |  |

を

に改める。

別表第五児童生徒安全課の項を削り、同表人事委員会事務局任用課の項中「総務企画班の」を「調整を担当する」に改め、同表各博物館の項中「庶務課長」の下に「(中央博物館にあつては、管理課長)」を加え、同表各高等技術専門校の項中「各高等技術専門校」を「各テクノスクール」に改め、同表障害者高等技術専門校の項中「障害者高等技術専門校」を「障害者テクノスクール」に改める。

様式目次の表三十九の項中、「第五十八条の二第七項及び第五十八条の三第五項」を削り、同表四十一の項を次のように改める。

|                  |    |  |
|------------------|----|--|
| 四十一<br>及び四<br>十二 | 削除 |  |
|------------------|----|--|

様式目次の表四十一の二の項から四十二の四の項までを削る。

別記第三十九号様式(その1)中

「、第五十八条の二第七項及び第五十八条の三第五項」を削り、

「本書のとおり払い込みます。  
年 月 日  
千葉県会計管理者(出納員、分任出納員、現金取扱員)  
徴収(収納) 事務受託者 様

を

「本書のとおり払い込みます。  
年 月 日  
千葉県会計管理者(出納員、分任出納員、現金取扱員)  
指定公金事務取扱者 様

を

「千葉県会計管理者(出納員、分任出納員、現金取扱員) 様  
徴収(収納) 事務受託者 様

を

「千葉県会計管理者(出納員、分任出納員、現金取扱員) 様  
指定公金事務取扱者 様

に改める。

別記第四十一号様式から第四十二号様式までを次のように改める。

第四十一号様式及び第四十二号様式 削除

別記第四十二号様式の二から第四十二号様式の四までを削る。

別記第五十号様式(その2)中「回封した小切手又は」を削る。

別記第五十四号様式(その1)(表)中

「2 上記の金額は、上記支払場所へ送金手続済みでありますので、回封の送金小切手によつて同支払場所から受け取ってください。

3 上記の金額は、銀行 支店より送金手続済みでありますので、別途送付される郵便貯金銀行が発行する振替払出証書によつて、郵便局から受け取ってください。

4 上記の金額を上記振替先に振替済みにつき通知します。」

「2 上記の金額は、銀行 支店より送金手続済みでありますので、別途送付される郵便貯金銀行が発行する振替払出証書によつて、郵便局から受け取ってください。」

3 上記の金額を上記振替先に振替済みにつき通知します。」

別記第六十六号様式中

「千葉県会計管理者(出納員) 様

を

支出事務 受託者住所」

「千葉県会計管理者(出納員) 様

に改める。

指定公金事務取扱者 住所」

別記第六十七号様式中

「知事(かい長) 様

を

受託者」

「知事(かい長) 様

に改める。

指定公金事務取扱者」

別記第六十八号様式中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

別記第六十九号様式中「受託者」を「⑩」を

「指定公金事務取扱者」に改める。⑩は、回封中の備考中「受託者」を

「指定公金事務取扱者」に改める。

別記第七十号様式及び第七十一号様式中

「知事(かい長) 様

を

受託者」

「知事(かい長) 様

に改める。

指定公金事務取扱者」

別記第八十三号様式(その1)中

本書のとおり払い込みます。

年 月 日

千葉県会計管理者  
出納員  
分任出納員  
現金取扱員

を

本書のとおり払い込みます。

年 月 日

千葉県会計管理者(出納員、分任出納員、現金取扱員)  
指定公金事務取扱者

に

千葉県会計管理者  
出納員  
分任出納員  
現金取扱員

様

を

千葉県会計管理者(出納員、分任出納員、現金取扱員)  
指定公金事務取扱者

様

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県財務規則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

購読料 本号 一部

一二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千 葉 県  
〇四三(二二三)二六五八